

浜岡原子力発電所1, 2号機 第2回施設定期検査の実施について

2011年1月24日

当社は、廃止措置中の1, 2号機について、第2回施設定期検査*を、1号機は2011年1月25日から、2号機は2011年1月27日から開始します。

今回の施設定期検査期間は、それぞれ約3ヶ月を予定しています。

施設定期検査では、原子力安全・保安院により、核燃料物質の取扱施設および貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、非常用電源設備のうち、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能を確認するための検査が行われます。

※ 施設定期検査は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第29条第1項に規定されており、その申請については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）第3条の15に規定されています。

施設定期検査では、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能について、「実用炉規則」第3条の17に掲げる技術上の基準に適合していることの確認が行われます。

以上